

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルスによる感染症については、急速な勢いで世界中に拡散し、世界保健機関（WHO）のテドロス事務局長が今年1月1日には、新型コロナウイルスについて「パンデミック（世界的大流行）とみなせる」と表現しました。感染の抑え込みを急ぐ日本国内の状況に変わりはないものの、医療機関には一段の感染拡大に不安も広がっています。

我が国における発症事例が増加する中、本県においても武漢市に滞在歴のない日本人感染者（3月18日現在 22人）が発生し、国内での人から人への感染が増進しています。

国においても、経済産業省・厚生労働省などの関係省庁より矢継ぎ早に新型コロナウイルス感染症対策を講じていただいておりますが、新たな感染が確認されるたび、国民の不安は増大する一方であり、地方公共団体においては、感染拡大の防止や対応とともに、今後の感染者の増加に備えた体制の整備も求められています。

そうした対応を確実に実施するためには、国と地方公共団体が一体となった迅速かつ適切な対応が強く求められています。

よって、本市議会は、国において何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に、感染拡大の防止対策、生活支援などを総合的かつ強力に推進するため、下記の事項について措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

- 1 ワクチンの開発・製造を早急に進めるとともに、治療法を速やかに確立すること。
また、国の責任において、マスク、消毒液や医療物資が不足することがないように、必要量の安定確保と提供に努めること。
- 2 国は感染者を中心に受け入れていた感染症指定医療機関の他、新型コロナウイルスの感染者を受け入れる病床を持つ医療機関に対し、十分な支援策を講じること。

- 3 学校給食関連事業所では、小中学校などの臨時休校により、配給期間の短縮が生じ、売り上げ減少や従業員の自宅待機者など問題を抱えている。現場の実態に即し、総合的に早急な対応を行うこと。
- 4 国からの要請に基づく各種対策における財政支援の満額確保。及び財政措置として自治体のフリーハンドで活用できる基金創設などの支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月19日

小千谷市議会議長 田 中 淳

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、厚生労働大臣、
経済再生担当大臣